

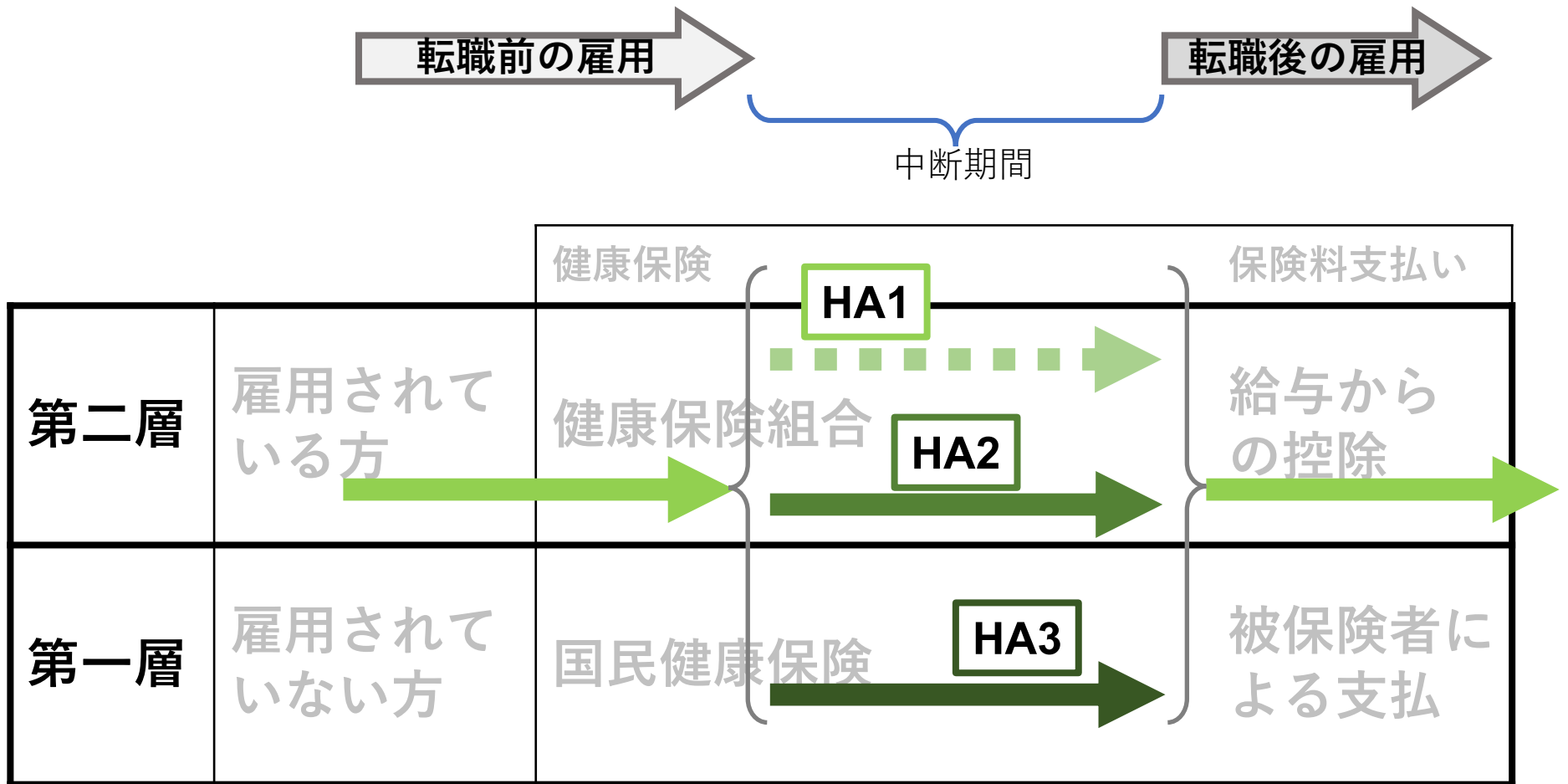
転職の際の退社・入社の際の時期に 関する3通りのシナリオ

< 転職の際に雇用されていない
中断期間がある場合、
その期間中、健康保険と年金を
どのように継続するか？ >

日本の社会保障制度の階層構造

		健康保険	年金	保険料支払
第二層	雇用されている方 (被用者)	健康保険 組合	厚生年金	給与からの 控除
第一層	雇用されていない方	国民健康 保険	国民年金	被保険者によ る直接支払い

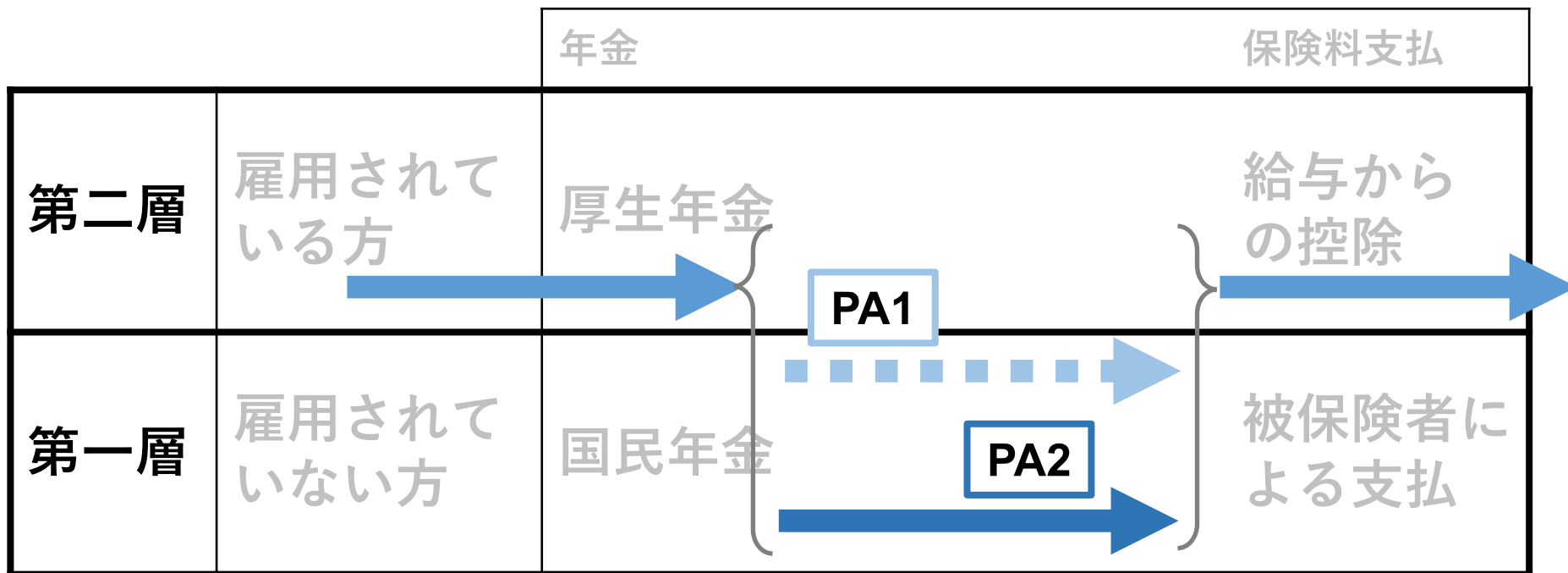
健康保険: 3つの選択肢



健康保険: 3つの選択肢

		保険料	該当する方	問合せ先
HA1	配偶者の健康保険組合に被扶養配偶者として加入	不要	配偶者が健康保険組合に加入している かつ あなたの収入が基準以下	配偶者の勤務先の人事部
HA2	転職前の健康保険組合を継続	必要、2倍	転職前の健康保険組合に2ヶ月間以上、加入していた かつ 退社日後、20日以内に継続を申し込んだ	本人の勤務先の人事部
HA3	国民健康保険に加入	必要 (金額は区役所・市役所に問合せ)	すべての人	市役所・区役所

年金：2つの選択肢



年金：2つの選択肢

		保険料	該当する方	問合せ先
PA1	国民年金 第3号 被保険者	不要	配偶者が厚生年金に加入している かつ 本人の年収が一定額以下	配偶者の勤務先 の人事部
PA2	国民年金 第1号 被保険者	必要	全ての人 (下記の備考・PA2を参照)	年金事務所

備考・PA2: 配偶者が国民年金第3号被保険者の場合、それを国民年金第1号被保険者に変更する必要がある点にもご留意下さい。

安心 社労士・行政書士 事務所

- お問い合わせ先
 - Visit <https://an-japan.com/contact-us/>

以上